

平成 21 年 9 月 3 日

居宅介護支援事業所 各位
居宅介護予防支援事業所 各位
訪問介護事業所 各位

新宿区福祉部介護保険課長 吉野 富士枝
(公印省略)

適切な訪問介護サービス等の提供について

日頃から介護保険事業にご理解・ご協力をいただきありがとうございます。

さて、厚生労働省から平成 21 年 7 月 24 日付で「適切な訪問介護サービス等の提供について」(別紙参照)の事務連絡がありました。

この事務連絡に基づき、区では以下のように「適切な訪問介護サービス等の提供について」の考え方を整理しましたので、お知らせします。

各事業所の皆様におかれましては、この考え方に基づき、適切な訪問介護サービス等の提供を行っていただきますようお願いいたします。

記

1 保険給付の可否

適切なケアマネジメントに基づき、かつ必要と認められるものは保険給付の対象となります。

例えば、「散歩」に関しては「散歩」という表現で、一律機械的に保険給付の可否を判断することなく、以下の要件をすべて満たした適切なケアマネジメントに基づいたものは、「訪問介護員等の散歩の同行」について介護報酬の算定を認めるものとします。

- (1) アセスメントに基づき、導き出された課題(ニーズ)を解決するための「日常生活上の必要なケア」といえること。
- (2) 日常生活動作向上、閉じこもり防止や生活意欲の向上など、利用者の自立支援に資するものといえること。
- (3) 単なる気晴らしなどの「外出介助」ではなく、「訪問介護員等の散歩の同行」が「自立生活支援のための見守りの援助」としての行為としてあること。
- (4) 代替するその他の介護サービスについて検討が十分になされているが、それらを利用できない正当な理由があること。
- (5) 「訪問介護員等の散歩の同行」の必要性について、定期的な見直しを行うこと。

なお、個々の適否の判断は、これまでと同様に、指導検査時に個々のケアプランを点検する際に判断することとします。

問合せ先

新宿区福祉部介護保険課指導係 電話 5273-3497

介護保険課給付係 電話 5273-4176

事 務 連 絡
平成21年7月24日

各都道府県介護保険主管課（室） 御中

厚生労働省老健局振興課

適切な訪問介護サービス等の提供について

訪問介護におけるサービスの内容等については、介護保険法第8条等に規定されているほか、「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」（平成12年老計第10号通知。以下「老計10号」という。）において示しているところですが、そのサービス行為ごとの区分は、例示として示したものであり、適切なケアマネジメントに基づくものであって、かつ保険者の個別具体的な判断により必要と認められるサービスについては、保険給付の対象となります。

こうした介護保険制度の趣旨を踏まえ、各都道府県におかれましては、訪問介護サービス等が保険給付の対象となるかについては下記のとりの取扱いである旨を、管内の市区町村に対して改めて周知していただきますとともに、介護サービス事業者、関係団体、利用者等に対して幅広い情報提供をしていただくようお願いいたします。

記

- 1 保険者にあつては、利用者にとって真に適切な介護保険サービスが提供されるよう、行為の内容のみで一律機械的に保険給付の支給の可否を判断することなく、必要に応じて介護支援専門員等からの情報を得るなどし、個々の利用者の状況等に応じた判断をされたいこと。
- 2 例えば、「訪問介護員等の散歩の同行」は、自立支援、日常生活動作向上の観点から、安全を確保しつつ常時介助できる状態で行うものであって、利用者の自立支援に資する（例えば、ケアプランにおける長期目標又は短期目標等に示された目標を達成するために必要な行為である）ものとしてケアプランに位置づけられるような場合については、老計10号別紙「1 身体介護」の「1-6 自立生活支援のための見守りの援助（自立支援、ADL向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守り等）」に該当するものと考えられることから、保険者が個々の利用者の状況等に応じ必要と認める場合において、訪問介護費の支給対象となりうるものであること。